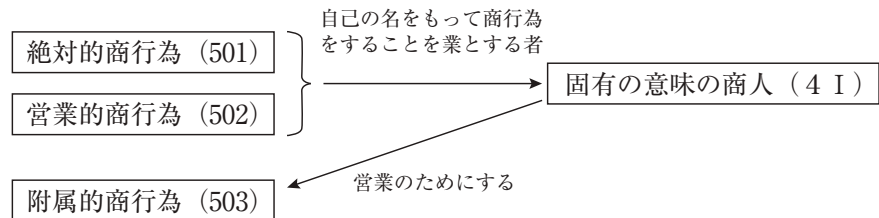


2

商法総則

総合 4頁

第1. 商人及び商行為



☑ 当事者の一方のために商行為となる行為については、当事者の双方に商法が適用される（3 I）。また、当事者の一方が2人以上ある場合において、その1人のために商行為となる行為については、その全員に商法が適用される（3 II）

1. 商行為の意義

(1) 絶対的商行為 (501)

営業としてなされるか否かを問わず、商行為とされるもの

① 投機購買とその実行行為 例 予H30-28-1

ex. スーパーマーケットが商品を仕入れて客に販売する行為
原材料を購入し、製造・加工して販売する行為を含む（大判昭4.9.28【商法百選27】） 例 司H18-51-1

② 投機売却とその実行行為

ex. 先物取引

③ 取引所においてする取引

ex. 金融商品取引所における株取引

④ 手形その他の商業証券に関する行為

(2) 営業的商行為 (502)

営業としてなされる場合にのみ、商行為とされるもの

① 投機貸借とその実行行為

ex. レンタカー、不動産賃貸業

② 他人のためにする製造又は加工に関する行為

ex. クリーニング業者、自動車修理業者

③ 電気又はガスの供給に関する行為

ex. 電力会社、ガス会社

④ 運送に関する行為

ex. 運送業者（鉄道・バス・タクシー）、宅配業者

⑤ 作業又は労務の請負

ex. 労働者派遣事業

⑥ 出版、印刷又は撮影に関する行為

ex. 新聞社、出版社、印刷会社、写真撮影業者

⑦ 客の来集を目的とする場屋における取引 例 司H18-51-2

ex. 映画館、パチンコ屋、遊園地、ホテル、浴場
理髪業は場屋営業に該当しない（大判昭12.11.26）

⑧両替その他の銀行取引

ex. 銀行

銀行取引には、受信行為（金銭又は有価証券を受け入れる行為）と与信行為（受信行為によって取得した資金を需要者に供給する行為）の両方が必要である（大判昭13.2.28）

貸金業者や質屋は受信行為がないため銀行取引に該当しない（最判昭50.6.27【商法百選28】）
司 司H18-51-4, H21-51-5

⑨保険

ex. 生命保険会社

⑩寄託の引受け

ex. 倉庫営業者、駐車場の経営

⑪仲立ち又は取次ぎに関する行為 判 平139-4, 司H18-51-3, 予R5-28-3

ex. 仲立人（543）、媒介代理商（27）、問屋（551）、準問屋（558）、
 運送取扱人（559）

⑫商行為の代理の引受け

ex. 締約代理商（27）

⑬信託の引受け

ex. 信託会社

(3) 附属的商行為（503 I）

商人がその営業のためにすることにより、商行為となるもの 司 司

H18-51-2

ex. 営業資金に充てるための金銭の借入れ

商人の行為は、その営業のためにするものと推定される（503 II）

司 司H21-51-3, 予R7-29-7

商人が使用人を雇用する行為は、附属的商行為と推定される（最判昭51.7.9）
司 司H18-51-5

✓ 判例（最判平20.2.22【商法百選29】）は、503条2項は会社にも適用されるとする 司 司H25-52[28]-7, 予R1-28-1

2. 商人の意義

(1) 固有の意味の商人（4Ⅰ）・擬制商人（4Ⅱ）

ア 未成年者も商人になることができるが、登記が必要（5）  司H19-49-1, 予H27-27-7

後見人が被後見人のために4条の営業を行うときは、登記が必要（6Ⅰ）

イ 商人に該当しないケース

中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合は、営利を目的としないため、商法上の商人には該当しない（最判昭48.10.5）

信用金庫法に基づいて設立された信用金庫は、営利を目的としないため、商法上の商人には該当しない（最判昭63.10.18）  司H19-50-Ⅰ

(2) 小商人（7）

商人のうち、営業のために使用する財産の価額が50万円を超えない者（7かっこ書・規則3）

→登記及び商業帳簿に関する規定は適用されない  司H19-49-2

（適用されない規定）

- ・未成年者登記（5）
- ・後見人登記（6）
- ・商業登記（8～10）  予R3-27-Ⅰ
- ・商号の登記（11Ⅱ）
- ・商号譲渡の登記（15Ⅱ）
- ・商号を続用する営業譲受人が譲渡人の債務につき弁済を負わないための登記（17Ⅱ前段）
- ・商業帳簿（19）
- ・支配人の登記（22）